

改定生活保護省令

政府が公布した改定生

活保護法の厚生労働省令

(4月18日)。当初案は、

国会で「これまでと変わ

らない」と繰り返してき

た答弁にも反する内容で

したが、同省は運動や国

会論戦に押されて大幅修

正しました。その中身を

改めてみてみると。

5/3 旗

運動・論戦で

大幅に修正

生活保護はこれまで口頭

でも申請が認められてお

り、田村憲久厚労相は「運

口頭申請は変わらず 扶養義務強化も限定

用は変わらない」と繰り返して言明していました。

ところが省令案では、生

活保護の申請を身体上の障
害で字が書けないなど「特
別な事情」に限定したり、
申請時に書類提出を求める
表現になっており、申請が
締め出される危険性があり
ました。

省令では、「特別の事情」
を削除。これまで通り、口
頭の申請も認められること
が明確になりました。

ところが省令案では、原
則として通知や報告要求を
行い、①家庭裁判所を使っ
て費用徴収を行う蓋然(が
いぜん)性が高くない②家
庭内暴力(DV)を受けて
いる③自立に重大な支障を
及ぼす恐れがある一場合に
限って通知などをしないと
規定。原則と例外が逆転し
ていました。

改定法では、親族などに

省令では、①費用徴収を
行う蓋然性が高い②DV被
害を受けていない③自立に
重大な支障を及ぼす恐れが
ない一すべてを満たす極
めて限定的な場合に限って
行うことが明確にされまし
た。

対して生活保護の申請があ
ったことを通知したり、報
告を求めることができる
よう扶養義務が強化され
ました。しかし、申請が
締め出される危険がある
ため、国会答弁では「極め

た。